

平成 30 年度 城陽市高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種（説明書）

接種期間 : 平成 30 年 4 月 1 日（日） ～ 平成 31 年 3 月 31 日（日）

1. 目的

高齢者の肺炎で最も多い「肺炎球菌」による肺炎の発病予防や、重症化防止のための予防接種です。また、この予防接種は接種の義務はないため、本人が希望する場合にのみ定期接種として接種できます。

2. 効力

高齢者用肺炎球菌ワクチンは、全ての肺炎を予防するワクチンではありませんが、健康な人では少なくとも 5 年間は効果が持続するとされています。

3. 対象：下記の（1）から（3）のすべてに該当する人

- （1）城陽市に住民登録がある人
- （2）過去に肺炎球菌ワクチン（23 価）の予防接種を一度も受けたことがない人
- （3）①の表もしくは②に該当する人

①対象者表

年度末年齢	生年月日	年度末年齢	生年月日
65歳	昭和28年4月2日生～昭和29年4月1日生の人	85歳	昭和 8年4月2日生～昭和 9年4月1日生の人
70歳	昭和23年4月2日生～昭和24年4月1日生の人	90歳	昭和 3年4月2日生～昭和 4年4月1日生の人
75歳	昭和18年4月2日生～昭和19年4月1日生の人	95歳	大正12年4月2日生～大正13年4月1日生の人
80歳	昭和13年4月2日生～昭和14年4月1日生の人	100歳	大正 7年4月2日生～大正 8年4月1日生の人

②満 60 歳以上 65 歳未満の人で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する人及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人

*免疫機能の異常など、長期にわたり療養を必要とする疾患等により、接種対象期間に定期接種を受けられなかった人には特例制度があります。詳細については、城陽市健康推進課までお問い合わせください。

4. 接種回数：1 回

- 定期接種として接種できるのは今回限りです。
- 過去に一度でも肺炎球菌ワクチン（23 価）の予防接種を受けたことがある人は対象になりません。
*特に 5 年以内の再接種は、初回接種よりも注射した部位が硬くなる・痛む・赤くなるなどの副反応が強くと報告されています。また、接種から 5 年以上経過した場合にも、このような副反応がでることがあります。

接種の際には同封の接種券が必要です。大切に保管し、協力医療機関へ提出してください。

※医療機関によっては予約が必要な場合があります。必ず事前に接種予定医療機関へお問い合わせください。

裏面に続く

5. 接種ができない人

- ①接種当日 37.5℃以上の熱がある人
- ②重篤な急性疾患にかかっている人
- ③ワクチンの成分に対して過去に呼吸困難・じんましん等のアナフィラキシーショックを起こしたことがある人
- ④予防接種で接種2日以内に発熱のみられた人及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を起こしたことがある人
- ⑤その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある人

6. 接種後の注意

- ①接種後24時間は副反応の出現に注意してください。特に接種後の30分以内は、急な副反応がおこることがありますので、医師とすぐに連絡が取れるようにしてください。
- ②接種後1時間を経過すれば、当日の入浴はさしつかえありませんが、接種部位を強くこすらないようにしてください。
- ③接種後24時間は、過激な運動・大量の飲酒は避けてください。
- ④接種部位の異常反応や体調変化を訴える場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
- ⑤接種後、接種済証を保管し、いつ接種を受けたのかが分かるようにしてください。

7. 接種後副反応

- ①注射の痕が、赤みを帯びたり、はれたり、痛んだりすることがありますが、1～5日のうちに消失します。
- ②わずかながら熱が出たり、寒気がしたり、頭痛、全身のだるさなどがみられることもありますが通常2～3日のうちに治ります。
- ③重大な副反応としては、アナフィラキシー様反応、血小板減少、知覚異常、ギラン・バレー症候群等の急性神経根障害、蜂巣炎・蜂巣炎様反応があります。

8. 他の予防接種との接種間隔

生ワクチンの接種を受けた方は、通常27日以上、また他の不活化ワクチンの接種を受けた方は、通常、6日以上間隔を置いて接種してください。

肺炎球菌ワクチンを接種してから、他の種類の予防接種を受ける場合は、6日以上間隔を置いて接種してください。ただし、医師が必要と認めた場合には、同時に接種することができます。

※【6日以上】例：月曜日に接種した場合、最短では翌週月曜日に接種が可能になります。

9. 予防接種健康被害救済制度

高齢者用肺炎球菌ワクチンの予防接種は肺炎の発病予防や重症化防止に有効ですが、まれに重大な副反応が現れ、身体に害をもたらすことがあります。このような健康被害が高齢者用肺炎球菌ワクチンの予防接種と因果関係があると厚生労働大臣が認定した場合「予防接種健康被害救済制度」が受けられます。

お問い合わせ	接種医療機関	または	
	城陽市健康推進課		電話 55-1111

○予診票は医療機関から城陽市健康推進課に返送されることにご同意ください。